

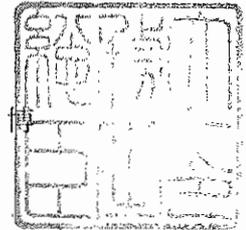
第 32 回統計委員会における諮問資料（抜粋）

- 資料 1－1 諮問第 25 号 経済産業省生産動態統計調査の変更について
（諮問）
- 資料 1－2 諮問の概要
- 資料 1－3 経済産業省生産動態統計調査の概要（現行）
- 資料 1－4 経済産業省生産動態統計調査結果の利用状況
- 資料 1－5 経済産業省生産動態統計調査の主な変更内容
- 資料 1－6 （参考 1）生産動態統計調査の概況
- ・ 製造業に関する生産動態統計調査の整備状況
 - ・ 製造業に関する統計の概要
- （参考 2）公的統計の整備に関する基本的な計画（抄）
- （参考 3）生産動態統計の整備に関する検討について

総 政 企 第 69 号
平成 22 年 3 月 24 日

統計委員会委員長
樋 口 美 雄 殿

総 務 大 臣
原 口 一 博



諮問第25号
経済産業省生産動態統計調査の変更について（諮問）

標記について、平成22年3月15日付け平成22・03・12統第3号により経済産業大臣から別添「基幹統計調査の変更について（申請）」のとおり申請があったところ、その承認の適否を判断するに当たり、統計法（平成19年法律第53号）第11条第2項において準用する同法第9条第4項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

諮 問 の 概 要

(経済産業省生産動態統計調査の変更について)

1 調査の目的等

経済産業省生産動態統計調査（以下「本調査」という。）は、鉱工業の生産活動の動態を明らかにし、鉱工業に関する施策の基礎資料を得ることを目的として実施する調査である。

本調査は、昭和23年1月から旧統計法（昭和22年法律第18号）に基づく指定統計として、「鉱産物及び工業品」を生産する事業所に対して、毎月、実施され、平成21年4月からは、統計法（平成19年法律第53号）の全面施行に伴い、同法第2条第4項第3号に規定される基幹統計（経済産業省生産動態統計）を作成するための基幹統計調査に位置付けられている。

本調査は、鉱工業の生産品目ごとの生産、出荷、在庫等の実態を月次で把握し、鉱工業の動態を明らかにする統計として、経済産業省はもとより、国の他の行政機関や地方公共団体において、景気判断、産業活動分析、産業振興施策等の基礎資料として、また、企業や業界団体、研究機関等において業況把握や経営判断等の基礎資料として、幅広く利用されている。

2 申請の趣旨

近年の著しい経済のグローバル化や産業構造の急速な変化等に伴い、我が国の生産活動も大きく変化している状況にある。

このため、鉱工業の生産活動の動態をよりの確に把握するため、平成23年1月分の調査から、報告者負担に配慮しつつ、調査対象品目の見直しや調査事項の変更を行う。

3 主な変更内容

(1) 調査対象品目の変更

社会経済情勢や産業構造の変化等に伴い、生産規模の縮小などにより、月々の動態を把握する必要性が乏しくなった品目等について、以下のとおり削除・統合する。

- ① 生産規模が縮小している「化学工業用炉」等を削除する（33品目（21月報））。
- ② 「肉類加工機械」と「水産加工機械」等、類似する品目を統合することにより、一定の生産規模が認められる場合には、当該複数品目を一つに統合する（37月報の151品目→62品目）。

(2) 調査事項の変更

ア 「燃料・電力」欄の廃止

燃料や電力の消費量を把握している16月報について、経済産業省特定業種石油等消費統計調査（基幹統計調査・経済産業省）やエネルギー消費統計調査（一般統計調査・資源エネルギー庁）において、業種横断的なエネルギー消費の把握が可能となり、本調査でエネルギー消費を把握する必要性が乏しくなったため、「燃料・電力」欄を廃止する（「紡績糸月報」、「陶磁器月報」等）。

イ 「労務」欄の変更

「労務」欄について、適切な回答の確保及び報告者負担の軽減を考慮し、以下のとおり変更する。

- ① 109月報（うち調査票の統合により3月報減）において把握している「月末常用従業者数」について、派遣従業者や出向従業者等を含むものであることを適切に表現するため、「月末従事者数」に名称を変更する（106月報）。
- ② 「機械器具月報」や「家具月報」等加工組立型産業の稼働状況を推測するための情報として、あるいは、設備調査等から得られる稼働状況を補完するための情報として把握している「月間実働延人員」について、実働延人数では、設備の稼働状況を必ずしも的確に把握できないことなどから、削除する（72月報）。

ウ 「設備、生産能力」欄の変更

「設備、生産能力」欄については、生産能力をよりの確に把握するために、以下のとおり変更する。

- ① 従来、生産能力を把握するために保有台数を調査していた「タフティングマシン」等について、生産能力をよりの確に把握するため、月間生産能力を調査する方式（生産能力調査）に変更する（3品目（2月報））。
- ② 生産規模が将来にわたって拡大することが予想される「カーナビゲーションシステム」等について、「生産能力」欄を追加する（12品目（7月報））。

エ その他の調査事項の変更

上記のほか、「機械器具月報（その44）産業車両」の出荷、在庫について、重量と金額の複数の単位で調査していたものを金額のみとするなど、報告者負担の軽減に配慮した見直しを行うとともに、「機械器具月報（その36）電子管・半導体素子及び集積回路」の「太陽電池モジュール」の生産について、枚数に加え、生産内訳として容量を追加するなど、調査対象品目の生産動向をよりの確に捉えるため、各品目の特性に応じた調査事項の見直しを行う。

（3）調査票の変更

調査事務の効率化、報告者の記入負担の軽減を図るため、調査対象品目が類似している調査票について、以下のとおり変更する。

- ① 「写真感光材料月報」を「有機薬品月報」に統合し「有機薬品及び写真感光材料月報」とし、「金属鋳物月報」、「非金属鋳物月報」及び「コークス月報」を統合し「鋳物及びコークス月報」とする。
- ② 「空気動工具、作業工具、のこ刃、機械刃物及び自動車用機械工具月報」の品目のうち「洗浄機器」及び「公害測定機器」について、「洗浄機器」を「機械器具月報（その19）業務サービス機器」（「機械器具月報（その19）自動販売機、自動改札機・自動入場機及び業務用洗濯機」から名称変更）に移行し、また、「公害測定機器」を「機械器具月報（その46）計測機器」に移行した上で「環境計測機器」に統合する。

経済産業省生産動態統計調査の概要 (現行)

調査の目的

経済産業省生産動態統計調査は、鉱工業の生産活動の動態を明らかにし、鉱工業に関する施策の基礎資料を得ることを目的として、昭和23年1月から毎月実施されている。

調査の概要

調査範囲

- ① 鉱産物及び工業品のうち特定の品目(約1,800品目。以下「生産品目」という。)を生産(加工を含む。)する事業所のうち、経済産業大臣が定めるもの
- ② 上記①の事業所の生産品目の販売の管理を行っている事業所又は上記①の事業所へ生産品目の生産委託を行っている事業所のうち、経済産業大臣が定めるもの

報告事項

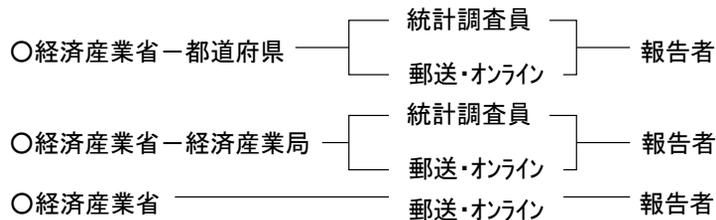
- ① 製品(生産、受入、消費、出荷、在庫)
- ② 原材料(消費、在庫)、燃料・電力(消費)
- ③ 労務(月末常用従業者数、月間実働延人員)
- ④ 生産能力、設備(生産能力、月末設備台数)

※月報(調査票):114月報(生産品目の種類ごとに114の区分に整理)
報告事項:各月報ごとに異なる

期日

毎月末日現在

調査系統



調査の方法:調査員、郵送、オンラインにより調査

結果の公表

速報 : 調査月の翌月末
 確報 : 調査月の翌々月中旬
 年報 : 翌年6月頃

調査結果を7種類の報告書(※)にとりまとめ、印刷物及び経済産業省のホームページで公表

※「鉄鋼・非鉄金属・金属製品統計(速報・月報・年報)」、「機械統計(同左)」、「繊維・生活用品統計(同左)」、「紙・印刷・プラスチック・ゴム製品統計(同左)」、「化学工業統計(同左)」、「窯業・建材統計(同左)」、「資源・エネルギー統計(同左)」